

## 平成 30 年度 第 1 回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 30 年 7 月 23 日（月）午後 1 時 30 分から午後 5 時まで
開催場所	保健福祉センター3 階 団体活動室 3
出席者	三浦永司会長、宮本智美副会長、小口進一委員、手塚崇子委員、石田精一郎委員、市川温子委員、金子龍治委員、中川幸子委員
欠席者	徳本悟委員
事務局	市民活動支援課 岡田課長、池内副主幹
傍聴者	5 名
報告事項	1 委員及び事務局の自己紹介 2 広報しろい 5 月 1 日号の掲載について 3 平成 28 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申）に関する対応について
議題	1 総合評価の基準・水準の見直しについて
資料	【資料 1・2】 議題 1 基準・水準の見直しについて

### （会議趣旨）

- 平成 28 年度の市民参加の実施状況に関する総合的評価を広報しろい 5 月 1 日号に掲載した際、評価点数を掲載しなかった経緯及び今後の改善方法について事務局から説明した。
- 基準・水準について、市民参加の手法ごとに見直しを行い、一部は継続して検討を行っていき、平成 31 年度から適用とすることに決定した。
- 日程調整の結果、第 2 回会議は 9 月 14 日（金曜日）午後 5 時開催、第 3 回会議は 10 月 24 日（水曜日）午前 10 時開催に決定した。

### （会議内容）

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

2 年度目の第 1 回の会議になるが、事務局職員の異動があったので、事務局職員及び各委員から自己紹介をお願いしたい。

#### 3 報告事項

（1）「平成 28 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について」の答申書について [A 委員] 3 月 28 日、市長に提出したので報告する。

（2）広報しろい 5 月 1 日号の掲載について

[事務局] 平成 28 年度の市民参加の実施状況に関する総合的評価を広報に掲載した際、評価点数を掲載しなかった経緯について説明。1 年前に広報で掲載した際、評価対象事業の関係者から、評価を×表記としたことで誤解を受けた経緯があり、限られた紙面上どういう載せ方が市民にとってわかりやすく誤解されない載せ方なのだろうと、4 月当初に課内で調整した結果、点数評価を除いて掲載することとした。次回以降は、点数と○×表記を記載するとともに、わかりやすい説明を加えた表記に改める。その際は市民参加推進会議

に一度、案を示した上で掲載することとする。

- [E委員] 1年前の件は、当時の市民活動支援課長が当該委員会で、答申の評価は、あくまで事業に対する評価であり、当該委員会への評価でないことを説明し誤解は解けたのではなかったのか？
- [事務局] この件については、当該委員会で説明し解決したが、どのような表記の仕方がベストなのか。
- [E委員] 対象事業であると、対象事業に関係している団体が自分達の評価と錯覚してしまう恐れがあるので、対象事業の所管課を入れることを提案し平成28年度評価は、所管課が入るようになった。所管課を入れることでこのようなことはないだろうと思っていた。
- [G委員] 一般市民向けの広報しろいと、それから、担当課に対する評価、これは二つに分ける必要があるのではないかと思う。担当課については、○×△の記号表記でも良いと思うが、一般市民に対しては、こういう評価をすると市民参加そのものが十分に行っていないと誤解を招くと思う。事業を担当課が一生懸命やっているのにもかかわらず、ある一面から評価された×、それによって、一般市民は、全く市民参加について考えていないのだというふうに捉えることになる。こういう図形による評価は削除したほうが良いと思う。
- [D委員] 答申書作成時に、この表記については何度も話し合っ、これでいくと決めたので、その書き方を今指摘するべきことではないと思う。
- [E委員] 達成率というのは、あくまで補助的な指標なので、達成率だけでは一人歩きできない。行政経営改革課所管の白井市公共施設等総合管理計画策定事業については65点上げている。ところが、建築宅地課の白井市耐震改修促進計画策定事業は31点なので、行政経営改革課が倍以上の点数となっている。ところが、達成率で見たら逆転している。建築宅地課の方が良いとなる。このため、広報しろいだけ見た市民は、建築宅地課の方が、よく市民参加の取り組みができていて、行政経営改革課を上回っていると。これだけ、倍の点数の開きが出ているのに、広報しろいで逆転してしまっている。達成率は、あくまで補助的な指標で、達成率だけ出したのでは意味がない。このことから、市民活動支援課長から、5月9日にいただいた文書にあるとおり、掲載内容不備がありというのは、それを認めたと思ったのだが、そういうことではないのか。
- [事務局] E委員が発言したとおり、私どもは理解をした結果、本日、こちらで提案をさせていただき、特に私どもが、今、全然理解していないのかということではなくて、その辺は十分理解しているので、これから改善をしていきたいと考えている。
- [E委員] 達成率の説明をわかりやすく掲載する必要がある。達成率の分子は、その評点で、分母は、選択した市民参加の手法で満点をとった場合の点数で、それを割ったものとなる。その意味合いは、事業で市民参加の手法をとった場合の満点分母に来ているんだということの説明が必要がある。このため、達成率についての意味合いはこうですということの説明をしないとわからないと思う。
- [C委員] 分母分子それぞれの説明に加えて、どのような算出をすることでこの達成率になることの説明を入れれば良い。
- [D委員] 分母のことという、市民参加の手法の数に影響されていること、例えば市民

参加の手法を多く用いれば分母は大きくなり、少なれば小さくなるというのが分かるように表記をすれば良い。

- [事務局]達成率に補足を加えた説明をしていきたいと考えている。  
また、平成29年度については、市民参加推進会議に一度、私どもの案を示した上で、最終的な案ができ上がったものを広報の担当課に提出をしていきたいと思っている。  
ただ、広報担当課も、決まった紙面の中で、いろいろな各課の記事を載せたりといったところがあるため、確実に、この部分は全部載せてほしいといった頼み方はできないとかがある。これに関しては、広報担当課と紙面については少し詰めていきたいと考えている。
- [C委員]役所の広報は流動的で、そのときによって記載スペースが多くなったり、小さくなったりする。予め、必要なスペースの確保を広報担当と調整しておくことが必要と考える。
- [D委員]分かりやすい表記内容に必要なスペースを確保する必要があるが、広報紙面の状況により、次号にまわされることを考慮すると答申を早く作らなければならないことも検討してはどうか。
- [E委員]簡易版（広報しろい用）、全体版など何パターンか作っておくことも必要ではないか。

(3) 平成28年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申）に関する対応について

- [事務局]冒頭、A委員から、市長へ平成28年度の市民参加の実施状況に対する総合的評価の答申を提出した旨の報告がされたが、3月28日付各課連絡で、市長から各部課長宛ての通知文をもって全職員に対して、答申内容に留意して事業を進めていくことの周知をしたので報告する。

## 4 議 題

(1) 基準・水準の見直しについて

### 事務局から説明

資料は、事前に配付している資料1と資料2になる。現行の評価基準書も併せて資料として進めていきたい。また、資料2の2ページ、3ページの青色の部分は追加した箇所になる。資料1は、大きく分けて二つ、評価の方法に関する意見と、基準・水準に関する意見をいただいている。

### 委員からの質疑等

- [A委員]1番の評価の方法に関する対応について、事務局案としては、今までどおりとなるが、これに対しての意見を伺います。
- [G委員]E委員提案のことについて、その対応だが、審議会について、公募委員の有無にかかわらず市民参加の対象とする、これは大きな問題だと思う。市民が参加しないような、例えば教育委員会とか、あるいは市民を排除したような形の有識者会議、それから、専門家会議、これまでも市民参加だというのは少しおかしいのではないかと。この

委員会で対象とする市民参加とはどういうものか、どういう事案なのかというのを検討する必要があると思う。そこから考える必要があると思う。これについては、これまで会議で発言しているが、改めて、この問題について、まとめた資料をつくってきたので説明したい。

(資料の説明)

市民参加推進会議が対象とする市民参加事案の明確化案についてとなる。白井市民参加条例第2条第2号では、市の施策の立案から実施及び評価に至るまで広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。といった大変いいことが書いてあるが、市民参加の対象となる事案については明確にしていない。このため、市民が参加しない専門家会議、有識者会議、あるいは法律や条例に基づき、特定の者だけが委員となる教育委員会などまでが市民参加の対象事案として取り扱われており、市民が参加していない事案も市民参加が実績となっている。この際、市民参加の事案について明文化する必要がある。

上記の条文に続いて、市民参加推進会議が対象とする市民参加の事案とは、市の施策立案から実施及び評価の各段階で、白井市民が参加し、市民の意見を述べ、市政に反映させることが可能な事案のみとすることを加える。

そして、資料にもあるが、法律や条例に基づいて設置されている委員会等については、その規則により、市民参加が規定されている場合を除いて、市民参加事案としては取り扱わない。ただし、審議・検討の過程で、審議・検討に資する目的で公聴会、意見交換会、アンケート調査を実施したときは、当該行為は市民参加事案として取り扱う。全体をその市民参加の事案ではなくて、行った行為そのものについては、市民参加の事案として取り扱うという説明をつけると。

もう一つは、専門家会議、有識者会議等は、市民参加事案としては取り扱わない。市民が自分たちの意向を述べ、市政に反映させることが可能な事案のみとするというのを第2条の定義のところに入れていただきたいということを要望したい。

- [A委員]意見があれば、聴取した上で、次の議題に進みたい。なお、条例の改正、逐条解説の変更は、今日結論を出すことは難しい。
- [C委員]一つ整理する必要がある。国保の運営協議会とか介護保険事業、これらは、法律に基づいて設置する会議で市民参加とは関係ないと思う。市民参加の基本は自治事務、一部法定受託事務も入る。原則、法律によって設置されている会議は、市民参加の対象から外す。そのほかアンケート、公聴会の実施は市民参加の手法となる。このことから、法律によって自治体が設置しなければならない審議会、委員会は、外していいと思う。この辺を事務局で整理してもらえればいいと思う。
- [D委員]市民参加の評価手法に6点ある。審議会の設置、パブリックコメント、アンケート、意見交換、ワークショップ、その他の市民参加があるので、公募委員がなかったとしても、パブコメとかアンケートを実施していれば、それは市民参加の手法に入っている、この中のものが入っていれば市民参加には該当するのではないかなと考えるが、その点はいかがか。
- [C委員]G委員の文章、意味はよく分かるが、専門家会議や有識者会議に関する書き方が誤解されかねないため、もう少しわかりやすく表現にした方がいいと思う。行政にと

って専門家会議や有識者会議は必要なものである。市民参加ではないけれども、行政の一つのやり方として、そういう組織があることの説明にした方がよい。単にこの文章を読んでしまうと、有識者会議と専門家会議は、何か悪いように読めてしまう。その辺を整理したほうがいい。

- [A委員]この文書の取り扱いは、2018. 7. 23、G委員と書いていただければ、間違いないかと思う。

また、先ほどのとおり条例改正等の内容になるため、ここで結論を出すことまでにはいかない。

- [G委員]構わない。
- [A委員]続いて評価方法に関する意見についての2番目です。
- [G委員]これも私の提案となるが、市民参加推進会議で望ましい水準というのをよく聞くが、条例の基準に対して、これが何で水準にするのかと。全然なくてもいいではないかというような、極めて軽微なこと。それが点数をつける場合に2点だと。それから基準のほうも2点、それから水準のほうも2点、これは評価の比重でアンバランスになるんじゃないかということを提案している。

前年度の評価は、基準が2点、それから水準が2点でプラスしている。全部クリアすると4点。これは少し水準のほうの点数が多過ぎると。1点でいいのではないかと。今、考えると、0.5点でもいいだろうと思う。加点という、昨年度聞いたのでは基準プラス水準、加点になっているが、これは2点を加えるのであれば平行で、同時並行型の評価をするならわかるが、加える、加点をするということであれば、現行のままではなくて、現在の基準以上に努力をされたもののみを加点すると。その加点については1点でもいいし、0.5点でもいいし。ただ、2点というのはあまりにも大き過ぎるのではないか、そういう提案になる。

- [A委員]これは点数のつけ方の話になってくる。この物差しを変えますかという話になるのか。
- [E委員]すみません、我々は1期なのでわからないけれども、2期目の方はずっと採点されてきているので、どのくらい前から2点・2点の採点になったのですか。やってみて不合理というのはあったのか、なかったのか。
- [D委員]基本的なことに点数が加点されてしまうので、少し厳しくしていかないと、よりよくはならないなど、少しスキルを超えてしまうだけになるし、基本の点数はバンバンとれてしまうので、望ましい水準の部分をもう少し基準に落とし込んで、素点があまり高くならないようにしたほうが目指すべき市民参加としてはいいのではないかと思う。
- [F委員]それで、図書館が加わった。載せるところが、ホームページとか、評価される場所として、図書館を必ず加えるという感じ。それが落とし込んだもの、2点を基準に落とし込んだところでしょう。
- [D委員]前は複数の場所に、どうすることという文言だったけれども、複数ではなく、3点セットには、必ず標準で、それを基準のほうに落とし込んだというのは、前にも聞いていた。
- [C委員]事務局の対応を「当面、現行のままとするが、今後の検討課題とする」という

ことで、今年の議論をやりながら内容整理していった方がいいのではないかと思います。

- [F委員]委員自体も限度があって2期で終了となる。2期目をやっているけれども、わからない。これで、変えますとは言わないし、議論をするにあたり、こういうものだと思って、始まってから疑問を持ち出すことになる。この話は永遠に続くことになるのではないかと思います。分かった頃には、次の期の委員にバトンタッチになるので、永遠に続くような気がする。
- [C委員]なんとか我々の任期中に方向性を出していくような気持ちで進めていけば良いのではないかと。
- [A委員]この会議の課題として、共通認識をまず持つことと、それを事務局のほうできっちり押さえて、また、1年後でも整理をしていけばと思う。当面という修飾語がつくけれども、現行のままということ、1番の評価の方法については終了します。

休憩 3時～3時5分

- [A委員]2番の基準・水準に関する変更について、はじめにG委員。
- [G委員]2番から26番まで一括して。まず、この市民参加推進会議で望ましい水準というのが、いかにもお粗末な感じという視点で見た。その中で、本来、この基準の中にあるべきものなのではないかということで、それを提案させていただいた。あと、若干違う意見を出したけれども、資料の対応と書いてある箇所は、このとおり直していただいて構わない。
- [E委員]2ページのパブコメのところになるが、パブコメの一番下、結果公表・取り扱いの右手、水準のところ、一番下のところ、「提出された意見を取り入れる場合、十分な対応ができるよう余裕ある時期にパブコメを実施しているか」ということ。

私は、これを一番頭に持ってきていただきたかった。要するに、去年のパブコメを見ると、審議会が終わってからパブコメを実施し、そのパブコメ結果を諮ろうと思っても、審議会がもう終わってしまっている、そういう意味がないパブコメがあったので、ちゃんと適切な対応ができる時期に実施しているかどうか。これは市民参加条例とリンクする。パブコメで伝えた提案について対応できるようにするというのが市民参加条例のパブコメのところになる。

それと、3ページのアンケートのところ、私が出したのはインターネットアンケートのこと。昨年も実施されたケースがあったが、インターネットアンケートについて、どうやって評価したかわからない。というのは、インターネットアンケートというのは無作為抽出ではなく、来たものだけしか見れない。果たして、それを政策決定の策定のに使えるものなのかどうなのか。さらに言ったら、なりすましもあるし、市民ではない人からのものもあるし、だから、そういうチェックはどうするのかというところがある。インターネットアンケートが具体的に使いものになるのか、どうなのか、少し詰めていただければと思う。

- [A委員] バッティングしているところもあるため、一括して説明いただいた。アンケート、パブコメについて、青の部分、アンケートについては、ウェブの話が中心で、パブコメの話としては、時間的な余裕があるかということ。

- [D委員]今のE委員の話は、G委員の23番とかと。
- [E委員]私のパブコメのところは、条例とリンクしているので、これは水準ではなくて基準になる。左に持って行っていただきたい。パブコメ、2ページのところの水色の部分ですけれども、この表現というのが、市民参加条例のパブコメの逐条解説のところとリンクしますので、左側の基準です。
- [事務局]E委員からいただいた意見を事務局案で文章表現したものが、この水色のところになる。パブコメは水準のほうに入れてしまいましたので、それは左の基準の募集期間・提出方法に移動する。資料2は、資料1で、事務局で対応とさせていただいたところを踏まえて、市民参加条例の基準・水準書、こちらに落とし込んだものになる。黄色い部分に変更する箇所、現行のものに変更するところになっている。また、黄色については、郵送で一度お送りした事務局案、委員さんの意見を踏まえて、事務局の方で変更対応させていただくところを黄色で変更した。  
水色のところは、E委員の意見を、事務局の対応が遅れてしまった為、黄色と同じ扱いなのですけれども、差別化する意味で色を変えている。黄色も青も変更箇所になる。
- [C委員]E委員の意見について、このパブコメで、提出された意見を取り入れる場合、十分な対応ができるような会議がある実施機関になっているのかが重要なところだ。これは重要な話で、むしろこの話はパブリックコメントの基本をなす話になる。東京や神奈川であった話になるが、パブリックコメントを行ったら、その役所の担当課の職員が、自分に都合のいい意見を書いてしまうということがあった。パブリックコメントは、職員の自由裁量権になってしまい意味がないという議論もあった。したがって、必ず検討の途中でパブリックコメントをやって、それを審議会なら審議会で、役所の中の検討会なら検討会で、きちんと議論をした上で取り扱わないと、担当者の裁量で、答申書が変わってしまうことがある。このため、パブリックコメントの根底をなす議論なら、きちっと条例に入れたほうが良いと思う。要するにいろいろなところでやっているが、たった1人の意見で、2年間議論してきた答申書がパブコメをやって変わってしまう。そんな話あってはならない。だから、そういう面では、パブリックコメントは両刃の剣と言われている。ここはやはりE委員が言うように、会議をやっている最中に、パブリックコメントを行って、みんなが、その意見で直そうよという話になったら、きちんと答申書に入れるというのをルール化したほうが良いと思う。パブリックコメントは全国いろいろなところで問題になっているということだ。
- [E委員]第14条に書いている「パブコメについて、提出された意見については施策に反映されるように」ということで、これが解釈として出ているので、一番下の取り扱いに入れていただいたのですけれども、そうではなくて、一番上に移動する方がよい。
- [A委員]基準の一番上という整理でよろしいか。ただし、「提出された意見を取り入れる場合」という修飾語があるので、これはあくまでも下枠になる。上にしたときに少し言葉を変えないといけない。
- [E委員]直した文章を送るので、それで入れてほしい。
- [G委員]私も今、E委員の意見に賛成なのですけれども、そのことが、次のアンケートにもいえる。前回の資料を見させていただきますと、アンケートとパブリックコメントを一番最後にやっている。委員の審議の中で、パブリックコメント、あるいはアンケー

トの結果が反映されるようにしなければいけないと思うが、行政面から見ると、あえて、そういうことをやっているのではないかと思うことがある。対外的には、一応、市民の皆様のご意見を伺ったと。パブリックコメントと、それからアンケートについては、結果の公表は、審議に反映できるような時期にやるというふうにさせていただきたいと思う。この位置なのですけれども、私は、一番下の結果公表の取り扱いのその基準のところに入れてもいいのではないかなと思っている。

- [事務局] E委員から、パブコメの文言いただいたのを参考としながら、併せてアンケートのほうも一番上に持っていく対応をする。
- [A委員] 1ページに戻って意見はないか。
- [E委員] 1ページ目の訂正のところ、C委員の意見で、複数の公募枠を持っているかの複数を取る意見だが、一般市民が専門家ばかりの中に入って行って、単独で十分な活動ができるのかというところから、多分、複数の公募枠というのが、従来あったのではないのかなという気がする。このことから、水準のところ、この表現、複数の公募枠を設けているかというのを水準の方に残していただけないのかなと思う。
- [A委員] 条例では公募枠という言い方をしているのですが、逐条解説では、人数なので、わかりやすく人数の方がいいのではないかと思う。
- [C委員] 要するに、公募枠というと、A公募枠とか、B公募枠から出てくるというふうに受けとってしまう。会長が言ったように、人数なら、2人とか、3人とかで分かりやすいので、そのように修正してもらった方がよい。
- [A委員] では、基準は、逐条解説のままにしておいて、この公募枠を人数、複数になっているかどうかでいかがですか。
- [C委員] それでいきましょう。
- [A委員] では、意見を二つ。その次の選考基準、募集方法のところ、性別、世代比や地域の割合は応募者数に応じて適切に選考しているか、人数の話ですので、二つ目の黒枠のほうがいいのではないかと思う。情報公開コーナーと、広報しろいを逆転させる。一番上に委員の属性があって、二つ目に、性別、世代という順番のほうは妥当ではないかと思う。

それから、会議の回数・時間帯で、時間帯は委員の参加を期待できる開催時間かと。これは削除してはどうかと。

- [E委員] 要らない。
- [A委員] 削除します。
- [E委員] 審議会のところの選考基準のところ、二つ目の黒丸、情報公開コーナー、広報しろい、ホームページ、図書館という順番は、広報しろいを頭に持ってきた方がよいと思う。これは全てに通じることになるが、市民への伝達度と云ったら、やはり広報しろいが一番すぐれている。広報しろいは一番頭に持っていき、他の箇所も全て同じようにお願いしたい。
- [A委員] 広報しろいはダイジェスト版なので、情報公開コーナーできっちりと見ていただきたい方がと思った。
- [G委員] 私は情報公開コーナーだと思う。というのは、公式に、対外的に見てくださいというのは情報公開コーナーになる。これはあらゆる、例えば建築工事のようなもので



も、決められた場所がある。

2番は、今、並べているこの順番で、行ったほうが良いと思う。

- [D委員] その順番で、きちんと見たい人が行く場所、誰でも目にする場所なのかという視点で、多分おっしゃられていると思うので、委員会でどちらが良いのかを決めれば、どちらかに決まると思う。
- [B委員] 取っかかりとしては広報しろいになると思うが、こういう委員になろうとかという人は、いつも情報を求めているような人だから、応募のことを考えたら、やはり情報公開コーナーが一番なのかなと思う。
- [A委員] では、見やすいように、広報しろいを前に持っていったらいいのではないかと、いうことで進めて、広報しろい、情報公開コーナー、ホームページの順でいいですか。やはりホームページのほうが見やすさで整理すれば、上にくるような気がする。どうですか、F委員。
- [F委員] 私もホームページが上にくると思う。
- [A委員] では、見やすさをとろう。広報しろい、ホームページでアウトラインを見ていただく、その次に情報公開コーナーなり、図書館で、きっちり中身を見ていただくという整理でよろしいか。
- [A委員] 全員賛成ということで、この順番で決定する。
- [E委員] インターネットアンケートについては従来のアンケートとは別物なので、仮置きで事務局でアンケートの評価基準に色付き箇所入れているが、まずは、インターネットアンケートが使えるものかどうかを吟味する必要があるので、事務局で整理してほしい。
- [C委員] 役所の重要な政策を決める際は、住民基本台帳で無作為抽出を行うことが多い。役所は、コストの話が別にあるから、費用面もおさえておく必要がある。
- [C委員] 役所の重要な政策を決めるときは、住基でアンケートをとることが多い。例えば20代の男性何人、女性何人、それで地域もきちんと分けて、町丁別にというように、それなりにきちんと調査するから傾向がしっかりと出る。ところが、インターネットアンケートだと、そういう話は出てこない。
- [C委員] 事務局で、住基を回して無作為抽出を行う場合のコストとインターネットアンケートを行う場合のコストを出してほしい。
- [A委員] 事務局で調査してほしい。
- [事務局] 今回の変更としては入れないけれども、引き続き、調査していく。
- [E委員] 2ページのパブコメの提供資料の水準の二つ目の丸ポチが、事前周知の方法のところの二つ目の丸ポチが新設されて、そこに移動してしまっただが、これは一般の方が見られる提供資料の中に、いつ、その検討結果が知らされるのかな、いつ公表されるのかなということが、置かれた資料の中に書いていた方が良い。これは提供資料の中に、書いてほしい。削除しない方がよいと思う。事前周知とも絡むので、両方入れてもいいのかなと思う。
- [A委員] これはパブコメの逐条解説基準等15条のその他必要な事項の説明に入っている。15条の公表事項の中の第5号のその他必要な事項で、具体的にこれを入れている。
- [E委員] ここのところで、二つ丸ポチが従来あって、一つ目の丸ポチが概要版を作成し

ているかと書いてあるので、物理的なことを言っているのかなと、私は思っていた。

- [C委員]そこは、審議会とか委員会で話した内容を情報公開する話が1点あるのと、もう1点は、審議をするのに必要な資料がある。それが市民の目に見えないというのは問題になると思う。会議に参加した人だけは配付されるけれども、会議に参加しない人は、どういう資料で検討したのというのがわからない。そのどういう資料で検討したのというのがわかるように、情報公開コーナー、あるいは図書館に出しておくべき。東京都の自治体は、財務情報・地域生活環境指標情報・産業統計情報など検討に必要な情報を抜き出して整理している。情報の公開は、まず審議を進めるのに基本となる。審議会の議論だけ市民が聞いても仕方がなく、何をベースに議論したのかということをも市民にしっかりわかるようにすることが重要になる。
- [A委員]これらを踏まえて、パブコメの話に戻るが、E委員から意見があったように、逐条解説と同じような流れで、原案どおりでよいか。
- [各委員] 賛成
- [E委員]3ページのアンケートのところ、二つ目、調査方法、調査期間のところ、一つ目の丸ポチ、「無作為抽出が望ましい」というのがあるのですけれども、これもさっきの当たり前の話なのですけれども、アンケートは、全数出すか、無作為抽出か、どちらにしかない。だから、これは望ましいどころの話ではなくて、条例基準、左側でもなくて、その前の手前、仕事のやり方の話で、アンケートは全数出すか、サンプル調査するかということなので、これは削除したほうが良いと思う。去年の対象事業であった障害者福祉計画のところ、障害関係のアンケート、これが全数出状している。身体障害者手帳を持っている方1,363人に対して、全数を出している。全数を出すか、無作為抽出か、どちらかしかない。これは基準・水準の問題ではなくて、その手前の仕事のやり方の話でないのかなと思っている。
- [A委員] 無作為抽出を採用しているが、これは要らないと思う方は挙手を。賛成多数で削除する。
- [E委員]回収率の従来あった水準で、回収率は30%を超えているかと。これが新しいものでは削除されているが、この30%というのは、従来それなりの理由があったと思うので、ここは存置してほしい。昨年の実績で、我々が去年、審議した内容の障害者福祉計画で、1、2、3、4、5通りのアンケートを出している。その回収率が58.9、57.4、47.5、52.9、48.7、一番高いのは、58.9の障害者手帳所有者向けに出したアンケートになる。1,363件出して803件回収、58.9%と50%を超えるような回収率もある。。
- [D委員]一定の回収率がなきゃいけないということと、その回収率があるために、効果があるために、事前の周知であったりとか、回収期間であったりとか、催促があったりするんで、十数%の数字は入れておいたほうが良いと思う。
- [C委員]気になるのはコスト面、催促するのに、市内特別料金でもう1回出すとコストがかかる。どこまで催促をして回収率を上げるかという問題がある。ところが、そのためには、無料では出来ないんで、郵送料や人件費が追加コストとして発生する。督促をして、回収率を上げるという話を義務付けしてしまうと予算にかかわる問題だから、そこまでこの会議でやるのはどうかなという感じがある。
- [G委員]30%に達しない場合は、そのデータを採用しなければいいと思う。もし、どう

しても、アンケート結果を行政に反映させるのであれば、そのときに督促状を出せばいいと思う。

- [E 委員] 昨年の対象事業を審議した中でアンケートを使用している事業が幾つかあった。その中で気になったのは、事前周知をしてない、事前周知というのは、広報しろいで事前周知をしていなくて回収率が低かったのがあった。だから、それは広報しろいで事前周知をやったら回収率が上がったのかどうか分からないが、回収率が低いという結果が出たのに、出たその原因が、もしかしたら広報しろいで事前周知が足りなかったのではないのかなというのがあったので、やはり30%というの、各課に対する意識づけの上でも、水準として入れてほしいというのがある。
- [事務局] アンケートによっては、専門的な内容のものもあると思うので、そういうところについては、少しハードルが高いのかなという思いがあったのと、あと、30%というその数字、やはり回収率を上げるためには、それはある程度の数字、数値目標は必要だと思うが、その30という数字の妥当性がちょっとよくわからなかった為、G委員の意見を取り入れて削除した。
- [A 委員] 30%を削除しないで、賛成多数で生かすこととする。
- [E 委員] 一番下の結果公表・取り扱いのところになるが、基準の二つ目の中ポチ箇所。従来入れていた、「3カ所全て」という表現がとれてしまった。これは、「3カ所全て」と入っていたほうがわかりやすいのではないのかなと思った。
- [D 委員] 私は入れてもらいたい、なぜなら、書いてあるのに、それでも載せないところがあるので、3カ所だと明確にしないといけないかなと思、できれば3カ所入れていただきたいと思う。
- [F 委員] 今回、答申への対応において、市長から各部課長宛ての留意事項としても出ている。
- [A 委員] では、原案どおりで。
- [C 委員] 6ページその他の市民参加の事前周知の方法。そこに、関連した資料の公表。何をベースに検討したかというのがわからないから。審議会とかアンケート、それから、パブリックコメント、説明会等に配付した資料の名称公開、それを情報公開コーナーと図書館に設置すること。これは、他自治体で取り入れているところが増えてきている。
- [A 委員] その他の市民参加の事前周知だけに入れるのか。
- [C 委員] 全ての手法に入れた方が良くと思う。検討に要した資料の公開。
- [A 委員] では、全ての手法における事前周知の方法の基準に、「検討に要した資料の公開」の文言を入れることで決定。
- [G 委員] 5ページ、ワークショップの水準のほうの上から2番目、「原則として資料を提供すること」、その下のもう一つの丸の「提供されない場合であっても、閲覧できるようになっているか」。これは、このワークショップの時間内に分厚い資料を渡されて、さあ、閲覧できるから検討しなさいといっても無理なこと。
- [C 委員] だから、事前に公開する必要がある。分厚い資料をワークショップで配られて、それは委員だって困るだろうし、参加者が読みこむには困難である。だから、通常事前に公開している。
- [G 委員] 今のところの資料の提供のところ、「原則として資料は提供すること」って要

らないのではないかと思う。

- [A委員]基準には「必要な資料が提供されているか」と書いてあるので、水準の「原則として資料を提供すること」を削除ということではよろしいか。  
また、二つ目の「提供されない場合であっても、閲覧できるようになっているか。」はそれでよいか。
- [D委員]提供されないって、表現は何か変では。提供できないにしておいて、都合が悪ければ、また考えるということではよいのでは。
- 「A委員」資料1行目、削除、2行目、「できない場合」にする
- 「事務局」本日の議論を踏まえて、アンケート、3ページのところで、上から三つ目の項目、評価項目で、調査対象の水準のほうで、無作為抽出を採用しているかというのは、これは削ろうとなり、そうした場合に、この水準がなくなってしまうので、基準のほうを4点ということにすればよいのか。
- [A委員]事務局が心配しているのは、全て2点を配点し、採点しているが、アンケートの調査対象の水準を外してしまうと、物差しがなくなり、配点しようがなくなること。
- [E委員]何か適当な表現をつくって、4点を確保したいなという気がするのですが。
- [A委員]それはちょっと別な議論になる。
- [C委員]今日はペンディングにしておいて、もう少し先に行ってから、考えてはどうか。
- [A委員]今は削除しておくことにする。
- [A委員]基準・水準を今回、改正した場合、各課の職員への周知は当然しなければならないが、適用の時期をどうするのか。
- [事務局]職員には、条例・条例逐条解説・答申書しか示していないので、現行の基準・水準に合わせて見直し後のものを示していく。
- [A委員]基準・水準については、今期、早めにまとめた上で、まず周知をする。部課長への通知や説明会など、いろいろな機会を見つけてやっていただくことが一つ。そうなると、適用時期は来年度からになる。対象事業年度は、H30年度となる。H30年度の対象事業の担当課には、早めにわかるように通知することが一つ。なお、今年度評価対象となるH29年度は現行の基準・水準により評価することとなる。
- [A委員]中間評価も、現行の基準・水準になるか。
- [D委員]前から継続しているものは、見直し前の旧のものでやるということ。
- [E委員]来年度からはこれでやりますよということで、職員に説明する一方、我々が、これから対象事業を審議するけれども、それは従来基準でやっていって、その評価というのが、来年、答申書で出て、その点数はどうなのかということで、検証しようと思ったときに、職員研修で配られたこれを見て検証されることにならないか。
- [事務局]従来基準と改正版を両方示した上で説明する。

## 5 その他

今年度は、答申の中で平日夜間や土日の開催を積極的に検討することになっていることを念頭に日程を調整していくことにする。

- 次回の会議日程

第2階会議は、9月14日（金）午後5時から開催する。

- 第3回会議は、10月24日（水）午前10時から開催する。

[第1回会議終了 午後5時]